

を受けたる日より三週間以内に大学令第七条第二項又は高等学校令第五条第二項の規定に依り供託を為したる旨文部大臣に届出つへし前二項の規定は財団法人に於て基本財産の追加供託を命ぜられたる場合に関し之を引用す

第二条 前条の供託受領書は文部大臣之を保管し保管証書を財団法人に交付すへし

第三条 財団法人は供託取扱規程第七条第三項に依り有価証券の利札及び同第十五条第二項に準し供託金に対する利息を請求することを得

第四条 大学令第七条第二項及び高等学校令第五条第二項の有価証券左の如し

地方債券、勸業債券、貯蓄債券、農工債券、北海道拓殖銀行に於て発行する債券、東洋拓殖銀行に於て発行する債券

第五条 供託する有価証券は券面額に依り其額を算定す但株券に在りては時価の十分の八に依り之を算定す

第六条 供託したる債券にして時価の騰貴に依り前項に依りて算定したる基本財産額に付き増差ありたるときは文部大臣は財団法人の申請に依り其収入に減少なしと認めたる場合に限り増差額の範囲に於て株券の返還を許可することあるへし

551 私立大学基本財産供託規定

〔『法学新報』第29巻6(331)号 大正8年6月1日〕

○私立大学基本財産供託規定 去四月二十一日文部省令を以て私立大学及び高等学校基本財産供託に関する件を定め即日より施行の旨公示せり其要領左の如し

第一条 財団法人は私立の大学又は高等学校設立認可の指令